



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次 告示

▽住居表示実施による町の区域及びその名称
 の変更案（灘区篠原伯母野山町3丁目）
 [行財政局住民課] 5825

▽特定生産緑地の指定の解除
 [都市局都市計画課] 5828

公 告

▽神戸市環境影響評価等に関する条例による
 環境影響評価実施計画書の写しの縦覧及び
 意見の受付（(仮称)西神戸ゴルフ場を転活
 用した産業団地整備事業）
 [環境局環境保全部環境都市課] 5829

▽建築協定書の提出及びその縦覧（神戸ハー
 ーランド地区建築協定）
 [建築住宅局建築指導部建築安全課] 5830

▽無縁墳墓等の改葬（鶴越墓園）
 [健康局斎園管理課] 5831

▽一般競争入札による契約の締結（令和4年
 度人材派遣業務（取付管・接続ますに係る
 下水道法16条承認申請対応業務））
 [建設局下水道部経営管理課] 5832

▽都市公園の設置（弓弦羽の杜、城ノ前公
 園）
 [建設局公園部管理課] 5835

消 防 局

▽消防法に基づく措置命令を行った旨の公告
 [消防局予防部危険物保安課] 5835

▽消防法に基づく措置命令を行った旨の公告
 [消防局予防部危険物保安課] 5835

水 道 局

▽神戸市指定給水装置工事事業者の廃止
 [水道局配水課] 5836

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約
 の締結（北（鈴蘭台南町5丁目）配水管取
 替工事）
 [水道局配水課] 5836

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約
 の締結（垂水（神和台）配水管取替工事そ
 の5）
 [水道局配水課] 5839

交 通 局

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約
 の締結（名谷車庫 信号線路設備更新工
 事）
 [交通局経営企画課] 5842

教 育 委 員 会

▽神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関す
 る規則の一部を改正する規則
 [教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課] 5845

▽神戸市立学校設置条例の一部を改正する条
 例附則第2項に規定する日を定める規則
 [教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課] 5849

選 挙 管 理 委 員 会

▽公職の候補者の選挙運動に関する収支報告
 書要旨（神戸市長選挙）
 [選挙管理委員会事務局] 5850

人 事 委 員 会

▽管理職手当の支給に関する規則等の一部を
 改正する規則 [人事委員会事務局調査課] 5856

▽神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条
 例の施行規則等の一部を改正する規則
 [人事委員会事務局調査課] 5861

▽神戸市職員採用試験（選考）案内
 [人事委員会事務局任用課] 5871

監 査 委 員

▽監査公表 [監査事務局第1課] 5871

| |
|-----|
| 告 示 |
|-----|

神戸市告示第763号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条に規定する方法による住居表示の実施のため、町の区域及びその名称を変更するに当たり、同法第5条の2第1項の規定により、その案を次のとおり告示する。

別図1及び別図2は行財政局住民課及び灘区総務部まちづくり課に備え置く。

令和4年3月1日

神戸市長 久元喜造

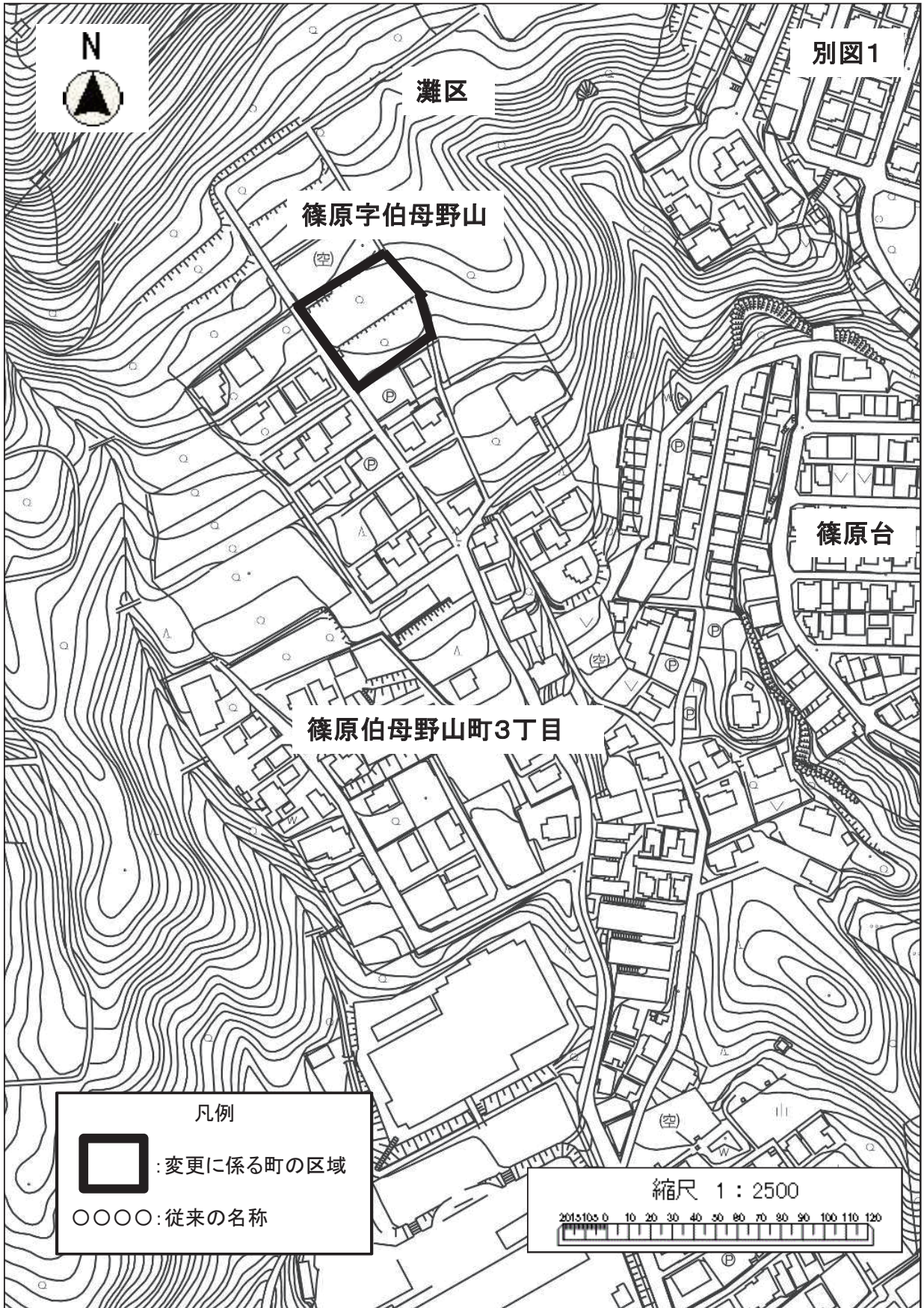
1 変更案の内容

別図1に示す区域を、別図2に定める町名に変更する。

なお、別図1の区域に存する変更前の小字は、変更の際に廃止する。

2 変更に係る町の区域及び当該区域の変更後の町の名称

| 変更に係る町の区域の変更前の名称 | 変更に係る町の区域の変更後の名称 |
|------------------|------------------|
| 灘区篠原字伯母野山の一部 | 灘区篠原伯母野山町3丁目 |





神戸市告示第764号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように告示する。

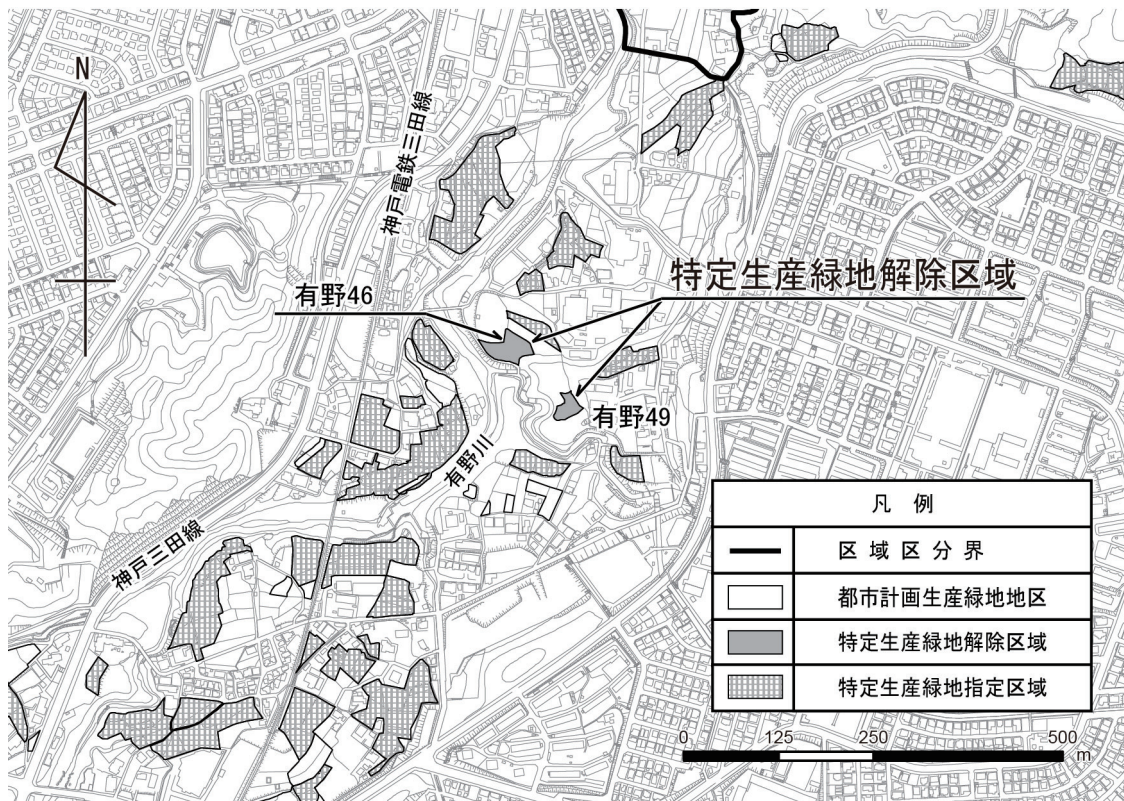
令和4年3月1日

神戸市

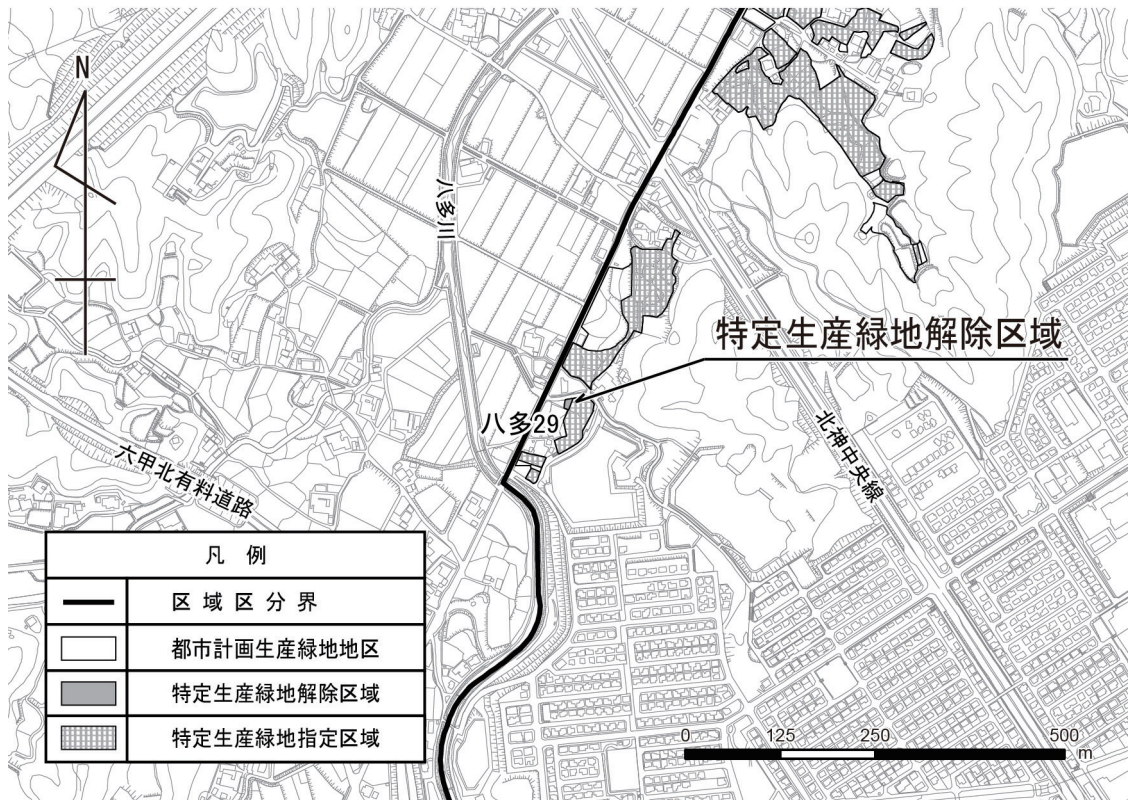
代表者 神戸市長 久元喜造

| 生産緑地 地区名称 | 位置（代表地番） | 特定生産緑地の指定を 解除した面積（ha） | 申出基準日 | 図 |
|--------------|-----------------|--------------------------|------------|---|
| 有野46 | 北区有野町有野1542- 1 | 0.16 | 2022年10月6日 | 1 |
| 有野49 | 北区有野町有野1539- 2 | 0.09 | 2022年10月6日 | 1 |
| 八多29 | 北区八多町下小名田714- 5 | 0.01 | 2022年10月6日 | 2 |

「区域は指定図表示のとおり」



特定生産緑地指定図 1



特定生産緑地指定図2

公 告

神戸市公告第1168号

神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第10条第1項の規定に基づき、事業者より、次の対象事業に係る環境影響評価実施計画書が提出されましたので、同条第3項において準用する第8条の3第2項に基づき公告するとともに、当該実施計画書及び要約書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供します。

なお、当該実施計画書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間内に、神戸市長に意見を提出することができます。

令和4年2月17日

神戸市長 久元 喜造

1 対象事業の概要

(1) 対象事業の名称

（仮称）西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業

(2) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：神戸市

代表者：神戸市長 久元 喜造

所在地：神戸市中央区加納町6-5-1

(3) 対象事業の位置

神戸市西区押部谷町木見

(4) 対象事業の種類及び規模

工業団地の造成及び流通業務団地の造成 全体面積 約100ha (第1類事業)

(5) 環境に影響が及ぶおそれがある地域

神戸市西区、北区

2 縦覧の期間、場所

(1) 縦覧の期間

令和4年2月17日(木曜)から令和4年4月4日(月曜)まで

(2) 縦覧の場所

ア 神戸市環境局環境保全部環境都市課

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST 2階

イ 神戸市西区役所総務部まちづくり課

神戸市西区糀台5-4-1 西区総合庁舎5階

ウ 神戸市西区役所押部谷出張所

神戸市西区押部谷町西盛313

エ 神戸市西区役所榎谷出張所

神戸市西区榎谷町長谷71-1

オ 神戸市北区役所総務部まちづくり課

神戸市北区鈴蘭台北町1丁目9番1号 鈴蘭台駅前再開発ビル7階

3 意見の提出の方法及び場所

(1) 意見の提出の方法

ア 書面による提出

イ ファクシミリを利用した書面の送信による提出

ウ 電子メール通信を利用した意見の送信による提出

(2) 意見の提出の場所

神戸市環境局環境保全部環境都市課

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST 2階 (郵便番号651-0086)

ファクシミリの番号 078-595-6254

電子メールのアドレス assessment@office.city.kobe.lg.jp

神戸市公告第1169号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第70条第1項の規定による建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により公告します。

この建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、関係人の縦覧に供します。

令和4年2月17日

神戸市長 久元喜造

1 建築協定の名称

神戸ハーバーランド地区建築協定

2 建築協定区域の位置

神戸市中央区東川崎町1丁目59番4号 他

3 縦覧期間

令和4年2月17日から同年3月17日まで

4 連絡先

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課

電話(078)595-6555

神戸市公告第1204号

墓園の適正な管理を行うために、無縁墳墓等について改葬することとしましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から1年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

令和4年3月1日

神戸市長 久元喜造

1 墳墓等所在地

神戸市北区山田町下谷上字中一里山12番1

2 墳墓等の名称

神戸市立鶴越墓園

3 死亡者の本籍及び氏名

本籍は全て不詳

鎌田徳良・鎌田共吉・山本與八・山本巖・山本栄美子・山本美代子・山本たね・山本好子・山本高次・山本たつ・山本りま・磯部津名・山尾房吉・山尾いし・山尾耕司・山尾勝敏・北山政吉・北山はるゑ・北山マサエ・安井喜弘・安井敬・安井より・安井正之・岡島龍雄・岡島キヌ・岡島龍民・中原武彦・中原梅子・中原せき・神田光雄・高海樹・高得京・鄭興連・辻仁三郎・辻しよ・牛牧武雄・牛牧かね・牛牧しげ・西本まつ・西本ひさゑ・西本傳太郎・西本ヒデ・足立さと・足立健龍・足立小百合・足立秋子・足立昌子・吉田はま・吉田榮三・吉田信治・吉田昭二・吉田光雄・吉田三治・吉田元蔵・吉田利一・多田仙吉・松本元三郎・松本安枝・松本正義・正木常吉・正木不羸・赤尾さた・赤尾かね・赤尾富造・辻ツギ・辻トメ・辻留吉・辻治美・児玉謙次郎・児玉ふみ・耕守惣吉・名村照子・小山捨吉・小山とく・吉田金一・吉田芳太郎・吉田ハル・吉田あゑ・正司ヒサエ・中山マチ・田村鉄次・仲井榮三郎

本籍及び氏名全て不詳墓石 7基

4 改葬を行おうとする者

神戸市長 久元喜造

- 5 事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市健康局斎園管理課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市公告第1205号

一般競争入札により契約を締結するので、神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年3月1日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

(1) 件名

令和4年度人材派遣業務（取付管・接続ますに係る下水道法16条承認申請対応業務）

(2) 契約期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(3) 就業場所

神戸市建設局下水道部管路課

神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号コンコルディア神戸3階

2 入札及び契約に関する事務を担当する部局

郵便番号 651-0084

神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号コンコルディア神戸3階

神戸市建設局下水道部経営管理課（電話番号078-806-8708）

3 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる各号に示した要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 令和2年度及び令和3年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。なお、上記資格を有しない者は、登記事項に関する履歴事項全部事項証明、納税証明書を併せて提出すること。
- (2) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日まで、経営状況が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- (4) 法令上許可・認可等を必要とする場合にあっては、その許可・認可等を受けていること。
- (5) 国税（法人税又は所得税及び消費税）及び地方税について未納の税額がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴

力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。

4 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申込書の配付、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

5 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和4年3月8日（火）まで

午前8時45分から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号コンコルディア神戸3階

神戸市建設局下水道部経営管理課（電話番号078-806-8708）

(3) 交付方法

無料交付

6 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 提出期間

公告の日の翌日から令和4年3月11日（金）まで

午前8時45分から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号コンコルディア神戸3階

神戸市建設局下水道部経営管理課（電話番号078-806-8708）

7 入札の日時及び場所等

(1) 方法

所定の入札用封筒に入札書を入れ、封緘の上、持参すること

(2) 日時

令和4年3月18日（金） 午前10時

(3) 場所

神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号コンコルディア神戸3階 第1会議室

8 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和4年3月18日（金） 入札終了後

(2) 場所

神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号コンコルディア神戸3階 第1会議室

9 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第7条第2号の規定により免除します。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(3) 入札書に記名がないとき。

- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (7) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (8) 本市から交付された入札書以外の入札書で入札したとき。
- (9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (11) 入札に参加する複数の者の関係が、下記アからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札は全て無効とする。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

下記①又は②のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

下記①又は②のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (12) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

11 落札者の決定

落札者の決定は、入札額が最低の価格であり、かつ、消費税及び特別地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内であるとき、その者を落札者とします。

12 手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

13 入札に参加する者に必要な資格を有すると認定されていない者の参加

第3項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者も当該入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書及び資料を提出することができますが、当該入札に参加するためには、開札の日時までに入札に参加する者に必要な資格を有すると認定され、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格を有しなければなりません。

神戸市公告第1206号

都市公園を設置するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年3月1日

神戸市長 久元喜造

1 設置する都市公園**(1) 名称、位置及び区域**

| 名称 | 位置 | 区域 | 備考 |
|----------------|------------------|----------------------------|----|
| 弓弦羽の杜 城ノ前公園 | 東灘区御影郡家 東灘区御影 | 神戸市建設局公園部管理課備付 けの図面のとおり | |

(2) 供用開始の年月日

令和4年3月1日

消 防 局**神戸市消防公告第11号**

消防法（昭和23年法律第186号）第12条第2項の規定により、次の危険物施設に対して措置命令を行ったので、同条第3項の規定により公告します。

令和4年2月9日

神戸市長 久元喜造

| | |
|-----------------------------------|--|
| 防火対象物又は危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地 | ヒラオカ石油株式会社神戸営業所 屋外タンク貯蔵所（許可番号 第2470号） 神戸市長田区苅藻島町2丁目3番19号 |
| 命令を受けた者の氏名又は名称 | ヒラオカ石油株式会社 代表取締役 平岡 顯一 |
| 命令の内容 | 令和4年4月8日までに上記対象物に設置されている泡消火設備を、消防法第10条第4項に定める技術上の基準に適合するように改修すること。 |

神戸市消防公告第12号

消防法（昭和23年法律第186号）第12条第2項の規定により、次の危険物施設に対して措置

命令を行ったので、同条第3項の規定により公告します。

令和4年2月9日

神戸市長 久元喜造

| | |
|-----------------------------------|--|
| 防火対象物又は危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地 | ヒラオカ石油株式会社神戸営業所 屋外タンク貯蔵所（許可番号 第2470号） 神戸市長田区荏藻島町2丁目3番19号 |
| 命令を受けた者の氏名又は名称 | 寺下石油株式会社 代表取締役社長 寺野下 省三 |
| 命令の内容 | 令和4年4月8日までに上記対象物に設置されている泡消火設備を、消防法第10条第4項に定める技術上の基準に適合するように改修すること。 |

水 道 局

神戸市水道告示第24号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和4年3月1日

神戸市水道事業管理者 山本泰生

| 指定番号 | 名 称 | 所 在 地 | 代表者 | 廃止年月日 |
|-------|--------|----------------------------|-------|----------|
| 70364 | ヤマジン設備 | 大阪府豊能郡豊能町東ときわ台 2丁目20-10 | 上山 仁志 | 令和3年8月5日 |

神戸市水道公告第102号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和4年2月16日

神戸市水道事業管理者 山本泰生

1 入札に付する事項

| | |
|-------|--|
| 工 事 名 | 北（鈴蘭台南町5丁目）配水管取替工事 |
| 工事場所 | 神戸市北区鈴蘭台南町5丁目 |
| 完成期限 | 本件工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（フレック |

| | |
|------|--|
| | <p>ス方式)であり、発注者が示した全体工期(余裕期間と工期を合わせた期間)内で、受注者は工期の始期日及び終期日を任意に設定できる。なお、落札者は契約締結までに様式第8号の2により、工期の始期日及び終期日を通知すること。</p> <p>余裕期間内は、現場代理人及び監理技術者等を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、測量、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。</p> <p>全体工期：令和4年12月28日 (余裕期間：契約締結日から工期の始期日の前日まで)</p> |
| 工事概要 | <p>管布設延長：φ75-202.5m、φ100-392.9m、φ150-25.8m 管撤去延長：φ100-393.8m、φ150-227.6m</p> |
| 前払金 | 全体の請負額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。 |
| その他 | この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。 |

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

| | |
|-----------------------|--|
| 形態 | 単独企業 |
| 建設業の許可 | 土木工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円(建築の場合は6,000万円)以上になる場合は、特定建設業許可を要します。 |
| 等級 | 土木A、BまたはC ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。 |
| 令和2・3年度神戸市競争入札参加資格の点数 | 土木一般の総合点数が920点以上 ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における総合点数をいう。 |
| その他 | <p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満</p> |

たしていること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
- ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。

※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

| | |
|------|--|
| 受付期間 | 令和4年2月16日（水）～2月25日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時） |
| 提出場所 | 契約監理課 |

6 入札の日時及び方法

| | |
|-----|--|
| 日 時 | 第1日目 令和4年2月28日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和4年3月1日（火）午前9時～午後3時 |
| 方 法 | 電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。 |

7 開札の日時及び方法

| | |
|-----|---|
| 日 時 | 令和4年3月2日（水）午前10時30分 |
| 方 法 | 開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がいる場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 |

8 入札保証金

神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号）第12条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

| | |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

神戸市水道公告第104号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和4年2月16日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

1 入札に付する事項

| | |
|------|---|
| 工事名 | 垂水（神和台）配水管取替工事その5 |
| 工事場所 | 神戸市垂水区神和台1、2、3丁目 |
| 完成期限 | 令和5年3月31日 |
| 工事概要 | 布設：φ50(PE)-277.8m、φ75(PE)-2.4m、φ75-651.9m、φ100-3.0m φ150-599.0m、φ200-0.4m 撤去：φ75-162.1m、φ100-788.1m、φ150-376.3m、φ200-322.4m |
| 前払金 | 全体の請負額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。 |
| その他 | この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。 |

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

| | |
|--------|----------------|
| 形態 | 単独企業 |
| 建設業の許可 | 土木工事業に係る建設業の許可 |

| | |
|------|---|
| | ただし、下請金額の総額が4,000万円(建築の場合は6,000万円)以上になる場合は、特定建設業許可を要します。 |
| 等級 | 土木A、B、C又はD ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。 |
| 施工実績 | 水道管開削工事(他都市含めCORINS登録のある工事)を平成23年度以降に完成させた施工実績があること。 また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。 ただし、等級が土木A又はBであり、令和2・3年度神戸市競争入札参加資格の土木一般の総合点数が1,080点以上のものは施工実績の提出は不要とする。 |
| その他 | (1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。 ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。 ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。 |

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
神戸市行財政局契約監理課(電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当

該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

| | |
|------|---|
| 受付期間 | 令和4年2月16日（水）～3月1日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時） |
| 提出場所 | 契約監理課 |

6 入札の日時及び方法

| | |
|-----|--|
| 日 時 | 第1日目 令和4年3月2日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和4年3月3日（木）午前9時～午後3時 |
| 方 法 | 電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。 |

7 開札の日時及び方法

| | |
|-----|---|
| 日 時 | 令和4年3月4日（金）午前10時30分 |
| 方 法 | 開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 |

8 入札保証金

神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号）第12条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

| | |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

交 通 局

神戸市交通公告第71号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和4年2月16日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

1 入札に付する事項

| | |
|-------|--|
| 工 事 名 | 名谷車庫 信号線路設備更新工事 |
| 工事場所 | 神戸市須磨区西落合2丁目3番1号（名谷車両基地） |
| 完成期限 | 令和5年3月31日 |
| 工事概要 | 本工事は、インピーダンスボンド31台の更新及びそれに伴う軌道回路の調整を行うものである。 |
| 前 払 金 | 各会計年度ごとに、当該年度出来高予定額の4割以内（中間前払いは2割以内）の額を支払う。 |
| そ の 他 | この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。 |

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

| | |
|--------|---|
| 形態 | 単独企業 |
| 建設業の許可 | 電気工事業又は電気通信工事業に係る建設業の許可 下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。 |
| 施工実績 | 鉄道事業者（私鉄・JR・公営鉄道）の線路部（軌道部）において、信号機・電気転てつ機・軌道回路・信号ケーブルの敷設等の信号線路設備の新設又は更新した工事を元請として、平成18年度以降に完成させた施工実績があること。 ただし、補修工事及び現在施工中の工事に係るものを除く。 また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。 |
| その他 | (1) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (2) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 |

(3) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。

- ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。

※なお、(2)(3)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※なお、(1)(2)(3)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課(電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

| | |
|------|--|
| 受付期間 | 令和4年2月16日(水)～2月25日(金) 神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日(以下「本市の休日」という。)を除く、電子入札システムの稼働時間内(午前9時～午後8時) 紙書類の提出は、本市の休日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時(郵送の場合は書留郵便のみ受付可。受付最終日の午後5時までに契約監理課必着。) |
| 提出場所 | 契約監理課 |

6 入札の日時及び方法

| | |
|-----|--|
| 日 時 | 第1日目 令和4年2月28日(月) 午前9時～午後8時 第2日目 令和4年3月1日(火) 午前9時～午後3時 |
| 方 法 | 電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。 |

7 開札の日時及び方法

| | |
|----|---|
| 日時 | 令和4年3月2日（水）午前10時30分 |
| 方法 | 開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 |
| | ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 |
| | イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 |

8 入札保証金

神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

| | |
|--|---|
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 無 |
|--|---|

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

教育委員会

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月15日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第12号

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則（昭和28年7月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|--------------------|-----|---|--------------------|-----|---|
| 別表第1（第3条関係） | | | 別表第1（第3条関係） | | |
| 学校名 | | 校区 | 学校名 | | 校区 |
| 中学校 | 小学校 | | 中学校 | 小学校 | |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 原田 | [略] | [略] | 原田 | [略] | [略] |
| （六甲町1～5、稗原町1～3・4（1 | 西灘 | 味泥町（1番（18～20号）・8番（26～34号）を除く。）、灘浜町、都通1～5、船寺通1～6、灘南通1～6、摩耶 | （六甲町1～5、稗原町1～3・4（1 | 西灘 | 味泥町（1番（18～20号）・8番（26～34号）を除く。）、灘浜町、都通1～5、船寺通1～6、灘南通1～6、摩耶 |

| | | | | | |
|--|-----|---|--|-----|---|
| 番・2 番（1 ～5 | | 埠頭、灘北通4（8 番1）・5（9番 2）・6（5番） | 番・2 番（1 ～5 | | 埠頭 |
| 号・17 ～22 号）・ 3 番）、 永手町 4・ 5、森 後町 2・ 3、琵琶 町1 | 稗田 | 灘北通1～3・4 （8番1を除 く。）・5（9番2 を除く。）・6（5 番を除く。）、泉通 1～6、大内通1～ 6、岸地通1～5、 水道筋1～6、中原 通1～4、倉石通1 ～6、篠原南町5 （8・9番）・6・ 7 | 号・17 ～22 号）・ 3 番）、 永手町 4・ 5、森 後町 2・ 3、琵琶 町1 | 稗田 | 灘北通1～6、泉通 1～6、大内通1～ 6、岸地通1～5、 水道筋1～6、中原 通1～4、倉石通1 ～6、篠原南町5 （8・9番）・6・ 7 |
| ～3、 下河原 通1～ 5、水 道筋1 （バス 線以 北）・ 2・3 （バス 線以 北）・ 4～ 6、中 原通1 | [略] | [略] | ～3、 下河原 通1～ 5、水 道筋1 （バス 線以 北）・ 2・3 （バス 線以 北）・ 4～ 6、中 原通1 | [略] | [略] |

～ 4、
倉石通
1～
6、篠
原南町
5
(8・
9
番)・
6・
7、摩
耶海岸
通を除
く。)
)

[略]

[略]

[略]

長坂
(伊川
谷町
(有瀬
(赤羽
地区土
地区画
整理事
業地
域、下
住尾西
部)、
潤和

長坂
(伊川
谷町
(有瀬
(赤羽
地区土
地区画
整理事
業地
域、下
住尾西
部)、
潤和

伊川谷町(有瀬(第
二神明道路以東(神
明第三次ハイツ開発
区域及び県営伊川谷
第2高層住宅を除
く。))、長坂)、
大津和1～3、池上
1(1番地1～8・
30～46・12番地)
〔垂水区〕神陵台2
(1番を除く。)・
8・9

(伊川

[略]

[略]

～ 4、
倉石通
1～
6、篠
原南町
5
(8・
9
番)・
6・
7、摩
耶海岸
通を除
く。)
)

[略]

[略]

[略]

長坂
(伊川
谷町
(有瀬
(赤羽
地区土
地区画
整理事
業地
域、下
住尾西
部)、
潤和

長坂
(伊川
谷町
(有瀬
(赤羽
地区土
地区画
整理事
業地
域、下
住尾西
部)、
潤和

伊川谷町(有瀬(第
二神明道路以東(神
明第三次ハイツ開発
区域及び県営伊川谷
第2高層住宅を除
く。))、長坂)、
大津和1～3、池上
1(1番地1～8
号・30～32号・12番
地)
〔垂水区〕神陵台2
(1番を除く。)・
8・9

(伊川

[略]

[略]

以南)、
別府
(山陽
新幹線
以南の
潤和上
脇線以
西))
を除
く。)

伊川谷
(伊川
谷町
(有瀬
(赤羽
地区土
地区画
整理事
業地
域、下
住尾西
部)、
潤和
(伊川
以南)、
別府
(山陽
新幹線

伊川谷

伊川谷町(西神南ニ
ュータウン地区を除
く。上脇、潤和(伊
川以北)、別府(山
陽新幹線以北)、北
別府1~5、南別府
1~5、天王山、池
上1(1番地9~
29・2~11・13・14
番地)・2~5、白
水1~3、和井取

以南)、
別府
(山陽
新幹線
以南の
潤和上
脇線以
西))
を除
く。)

伊川谷
(伊川
谷町
(有瀬
(赤羽
地区土
地区画
整理事
業地
域、下
住尾西
部)、
潤和
(伊川
以南)、
別府
(山陽
新幹線

伊川谷

伊川谷町(西神南ニ
ュータウン地区を除
く。上脇、潤和(伊
川以北)、別府(山
陽新幹線以北)、北
別府1~5、南別府
1~5、天王山、池
上1(1番地9~18
号・2~11・13・14
番地)・2~5、白
水1~3、和井取

| | | | | | |
|---|-----|-----|---|-----|-----|
| 以南の 潤和上 脇線以 西)) を加え る。) | | | 以南の 潤和上 脇線以 西)) を加え る。) | | |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、長坂の項及び伊川谷の項の改正規定は、公布の日から施行する。

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する日を定める規則をここに公布する。

令和4年2月15日

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第13号

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する日を定める規則

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例（平成30年12月条例第20号）附則第2項に規定する教育委員会規則で定める日は、令和4年3月31日とする。

選挙管理委員会**神戸市選告示第26号**

令和3年10月31日執行の神戸市長選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により出納責任者から提出のあった選挙運動に関する収支報告書の要旨を同法第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年3月1日

神戸市選挙管理委員会
委員長 岩田 嘉晃

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨**1 選挙の種類**

令和3年10月31日執行 神戸市長選挙

**2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額)**

23,321,500円

3 報告書の要旨

次のとおり

報告書の要旨

| | | | |
|-------------|-------|------|------------------------|
| 候補者 氏名 | 久元 喜造 | 所属党派 | 期 間 令和3年 9月14日から |
| 出納責任 者氏名 | 中島比呂志 | 無所属 | 令和3年 第1回分 11月15日まで |

収 入

| 主たる寄附 (氏名・団体名) | (職 業) | (寄附額) | 円 |
|-------------------|-------|-----------|---|
| 自由民主党 | 政治団体 | 2,000,000 | 円 |
| 新しいステージの神戸をつくる会 | 政治団体 | 1,879,631 | |
| 久元きぞう後援会連合会 | 政治団体 | 1,800,000 | |
| 兵庫県精神科病院政治連盟 | 政治団体 | 1,000,000 | |
| 兵庫県行政書士政治連盟 | 政治団体 | 30,000 | |
| 兵庫県柔道整復師連盟 | 政治団体 | 200,000 | |
| 兵庫県宅建政治連盟 | 政治団体 | 100,000 | |
| 摺河 祐彦 | 団体役員 | 500,000 | |
| 尾川 議頭 | 会社役員 | 30,000 | |
| 尾川友樹雄 | 会社役員 | 20,000 | |
| 菊池 和朗 | 会社役員 | 300,000 | |
| 井上 寛之 | 会社役員 | 100,000 | |
| 千住 啓介 | 市会議員 | 100,000 | |
| 今江 智博 | 会社役員 | 50,000 | |
| その他の寄附 | 5件 | 50,000 | |
| その他の収入 | | 0 | |
| 今 回 計 | | 8,159,631 | |
| 前 回 計 | | 0 | |
| 総 計 | | 8,159,631 | |

支 出

| | | |
|--------|-----------|---|
| 人件費 | 820,000 | 円 |
| 家屋費 | 4,643,287 | |
| 選挙事務所費 | 4,643,287 | |
| 集会会場費 | 0 | |
| 通信費 | 50,400 | |
| 交通費 | 294,922 | |
| 印刷費 | 2,008,800 | |
| 広告費 | 1,307,271 | |
| 文具費 | 79,629 | |
| 食糧費 | 180,159 | |
| 休泊費 | 27,125 | |
| 雑 費 | 60,538 | |
| 今 回 計 | 9,472,131 | |
| 前 回 計 | 0 | |
| 総 計 | 9,472,131 | |

| | 項 目 | 金額 (円) |
|--------------|---------|-----------|
| 支出のうち公費負担相当額 | ビラの作成 | 455,000 |
| | ポスターの作成 | 857,500 |
| | 計 | 1,312,500 |

報告書受理年月日

令和3年11月15日

第 1 回報告分

報告書の要旨

| | | | |
|-------------|-------|------|------------------------|
| 候補者 氏名 | 小林 香織 | 所属党派 | 期 間 令和3年 10月1日から |
| 出納責任 者氏名 | 小林 香織 | 無所属 | 令和3年 第1回分 11月15日まで |

収 入

主たる寄附
(氏名・団体名) (職 業) (寄附額)

円

| | |
|--------|-----------|
| その他の寄附 | 0 |
| その他の収入 | 2,568,720 |
| 今 回 計 | 2,568,720 |
| 前 回 計 | 0 |
| 総 計 | 2,568,720 |

支 出

円

| | |
|--------|-----------|
| 人件費 | 22,000 |
| 家屋費 | 0 |
| 選挙事務所費 | 0 |
| 集合会場費 | 0 |
| 通信費 | 0 |
| 交通費 | 0 |
| 印刷費 | 825,200 |
| 広告費 | 2,271,720 |
| 文具費 | 0 |
| 食糧費 | 0 |
| 休泊費 | 0 |
| 雑 費 | 37,400 |

| | |
|-------|-----------|
| 今 回 計 | 3,156,320 |
| 前 回 計 | 0 |
| 総 計 | 3,156,320 |

| | | |
|--------------|---------|---------|
| 支出のうち公費負担相当額 | 項 目 | 金額 (円) |
| | ビラの作成 | 0 |
| | ポスターの作成 | 587,600 |
| | 計 | 587,600 |

報告書受理年月日 令和3年11月15日 第 1 回報告分

報告書の要旨

| | | | |
|-------------|-------|------|-------------------------|
| 候補者 氏名 | 岡崎 史典 | 所属党派 | 期 間 令和3年 10月15日から |
| 出納責任 者氏名 | 森口 眞良 | 無所属 | 令和3年 第1回分 11月9日まで |

収 入

| | | | |
|---------------------|-------|-----------|---|
| 主たる寄附 (氏名・団体名) | (職 業) | (寄附額) | 円 |
| 市民にあたたかい神戸をつくる 会 | 政治団体 | 2,046,013 | 円 |

| | |
|--------|-----------|
| その他の寄附 | 0 |
| その他の収入 | 0 |
| 今 回 計 | 2,046,013 |
| 前 回 計 | 0 |
| 総 計 | 2,046,013 |

支 出

| | |
|--------|-----------|
| 人件費 | 0 |
| 家屋費 | 197,270 |
| 選挙事務所費 | 84,000 |
| 集会会場費 | 113,270 |
| 通信費 | 14,000 |
| 交通費 | 0 |
| 印刷費 | 1,344,820 |
| 広告費 | 460,163 |
| 文具費 | 14,000 |
| 食糧費 | 0 |
| 休泊費 | 0 |
| 雑 費 | 15,760 |

| | |
|-------|-----------|
| 今 回 計 | 2,046,013 |
| 前 回 計 | 0 |
| 総 計 | 2,046,013 |

| | 項 目 | 金額 (円) |
|--------------|---------|--------|
| 支出のうち公費負担相当額 | ビラの作成 | 0 |
| | ポスターの作成 | 0 |
| | 計 | 0 |

報告書受理年月日 令和3年11月12日 第 1 回報告分

報告書の要旨

| | | | |
|-------------|-------|------|------------------------|
| 候補者 氏名 | 中川 暢三 | 所属党派 | 期 間 令和3年 10月7日から |
| 出納責任 者氏名 | 平尾 恒明 | 無所属 | 令和3年 第1回分 10月31日まで |

収 入

| 主たる寄附 (氏名・団体名) | (職 業) | (寄附額) | 円 |
|-------------------|-------|-----------|---|
| その他の寄附 | | 0 | |
| その他の収入 | | 2,309,855 | |
| 今 回 計 | | 2,309,855 | |
| 前 回 計 | | 0 | |
| 総 計 | | 2,309,855 | |

支 出

| | | |
|--------|-----------|---|
| 人件費 | 0 | 円 |
| 家屋費 | 0 | |
| 選挙事務所費 | 0 | |
| 集会会場費 | 0 | |
| 通信費 | 0 | |
| 交通費 | 7,100 | |
| 印刷費 | 1,845,920 | |
| 広告費 | 399,630 | |
| 文具費 | 0 | |
| 食糧費 | 55,245 | |
| 休泊費 | 0 | |
| 雑 費 | 1,960 | |
| 今 回 計 | 2,309,855 | |
| 前 回 計 | 0 | |
| 総 計 | 2,309,855 | |

| | 項 目 | 金額 (円) |
|--------------|---------|--------|
| 支出のうち公費負担相当額 | ビラの作成 | 0 |
| | ポスターの作成 | 0 |
| | 計 | 0 |

| | | |
|----------|------------|----------|
| 報告書受理年月日 | 令和3年11月12日 | 第 1 回報告分 |
|----------|------------|----------|

報告書の要旨

| | | | |
|-------------|-------|------|------------------------|
| 候補者 氏名 | 酒谷 敏郎 | 所属党派 | 期 間 令和3年 10月3日から |
| 出納責任 者氏名 | 酒谷 敏郎 | 無所属 | 令和3年 第1回分 11月27日まで |

収 入

| 主たる寄附 (氏名・団体名) | (職 業) | (寄附額) | 円 |
|-------------------|-------|---------|---|
| その他の寄附 | | 0 | |
| その他の収入 | | 800,000 | |
| 今 回 計 | | 800,000 | |
| 前 回 計 | | 0 | |
| 総 計 | | 800,000 | |

支 出

| | | |
|--------|---------|---|
| 人件費 | 0 | 円 |
| 家屋費 | 0 | |
| 選挙事務所費 | 0 | |
| 集会会場費 | 0 | |
| 通信費 | 0 | |
| 交通費 | 20,250 | |
| 印刷費 | 451,200 | |
| 広告費 | 229,755 | |
| 文具費 | 5,098 | |
| 食糧費 | 9,720 | |
| 休泊費 | 3,000 | |
| 雑 費 | 75,355 | |
| 今 回 計 | 794,378 | |
| 前 回 計 | 0 | |
| 総 計 | 794,378 | |

| | 項 目 | 金額 (円) |
|--------------|---------|--------|
| 支出のうち公費負担相当額 | ビラの作成 | 0 |
| | ポスターの作成 | 0 |
| | 計 | 0 |

報告書受理年月日

令和3年11月27日

第 1 回報告分

人事委員会

管理職手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月10日

神戸市人事委員会

委員長 芝原貴文

神戸市人事委員会規則第5号

管理職手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(管理職手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 管理職手当の支給に関する規則(昭和37年7月人委規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年9月人委規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---------------------------|---|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|---------------------------|----|----|-----|-----|---|---------|---|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|---------------------------|----|----|---------|----|-----|-----|
| <p>別表(第2条、第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">任命権者の組織</th> <th style="width: 50%;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>市長部局</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">区役所</td> <td>区長 北神担当区長 北神区役所市民課総務係長</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">支所</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> | 任命権者の組織 | 職 | [略] | [略] | 市長部局 | [略] | [略] | [略] | 区役所 | 区長 北神担当区長 北神区役所市民課総務係長 | 支所 | 所長 | [略] | [略] | <p>別表(第2条、第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">任命権者の組織</th> <th style="width: 50%;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>市長部局</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">区役所</td> <td>区長 北神担当区長 北神区役所市民課総務係長</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">支所</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">西神中央出張所</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> | 任命権者の組織 | 職 | [略] | [略] | 市長部局 | [略] | [略] | [略] | 区役所 | 区長 北神担当区長 北神区役所市民課総務係長 | 支所 | 所長 | 西神中央出張所 | 所長 | [略] | [略] |
| 任命権者の組織 | 職 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市長部局 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区役所 | 区長 北神担当区長 北神区役所市民課総務係長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支所 | 所長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 任命権者の組織 | 職 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市長部局 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区役所 | 区長 北神担当区長 北神区役所市民課総務係長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支所 | 所長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 西神中央出張所 | 所長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(級別基準職務表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第3条 級別基準職務表の適用範囲に関する規則(平成28年4月人委規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|-------------|--------|--------------------|--------------------|-------------|--------|----------|------------------|
| 別表第1 行政職給料表 | | | | 別表第1 行政職給料表 | | | |
| 職務の級 | 職務の内容 | 局室区役所の名称 | 事業所等の名称 | 職務の級 | 職務の内容 | 局室区役所の名称 | 事業所等の名称 |
| 5級 | 所長の職務 | [略] | [略] | 5級 | 所長の職務 | [略] | [略] |
| | | 区役所 | 出張所 | | | 区役所 | 出張所(西神中央出張所を除く。) |
| | | [略] | [略] | | | [略] | [略] |
| | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| | 副所長の職務 | [略] | [略] | [略] | 副所長の職務 | [略] | [略] |
| 西区役所 | | 玉津支所 | 西区役所 | 西神中央出張所 | | | |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 7級 | 所長の職務 | [略] | [略] | 7級 | 所長の職務 | [略] | [略] |
| | | 建設局 | 建設事務所 | | | 建設局 | 建設事務所 |
| | | [略] | [略] | | | 西区役所 | 西神中央出張所 |
| | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| | 支所長の職務 | 須磨区役所、 <u>西区役所</u> | 北須磨支所、 <u>玉津支所</u> | 支所長の職務 | 須磨区役所 | 北須磨支所 | |
| [略] | | [略] | [略] | [略] | [略] | | |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |

附 則

この規則は、令和4年2月11日から施行する。

神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月16日

神戸市人事委員会

委員長 芝原貴文

神戸市人事委員会規則第6号

神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則

(神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則の一部改正)

第1条 神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則(平成6年12月人委規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(休暇の単位)</p> <p>第8条 条例に定めるところの休暇の単位は、1日を単位として与える。ただし、次に掲げる休暇については、それぞれ当該各号に定める日、時間又は分を単位として与えることができる。</p> <p>(1) 年次有給休暇、特別休暇のうち<u>出生サポート休暇</u>、子の看護休暇及び短期の介護休暇並びに介護休暇 1日、半日、1時間又は45分</p> <p>(2)、(3) [略]</p> | <p>(休暇の単位)</p> <p>第8条 条例に定めるところの休暇の単位は、1日を単位として与える。ただし、次に掲げる休暇については、それぞれ当該各号に定める日、時間又は分を単位として与えることができる。</p> <p>(1) 年次有給休暇、特別休暇のうち子の看護休暇及び短期の介護休暇並びに介護休暇 1日、半日、1時間又は45分</p> <p>(2)、(3) [略]</p> |

2 前項の規定にかかわらず、短時間勤務職員のうち、1日の勤務時間が7時間45分未満の者については、休暇の単位は、年次有給休暇、特別休暇のうち出生サポート休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇並びに介護休暇については1日、1時間又は45分（1日の勤務時間が4時間45分未満の者については、1日又は1時間）、特別休暇のうち出生サポート休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇を除いたものについては1日、介護時間については15分を単位として与える。

3、4 [略]

（特別休暇）

第10条 条例第12条の人事委員会規則で定める特別休暇は、生理休暇、出生サポート休暇、産前休暇、産後休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、結婚休暇、忌服休暇、年次祭り休暇、夏季休暇、社会貢献活動休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇とする。

2 [略]

（出生サポート休暇）

第11条の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合、願い出により一の年度につき5日（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の出生サポート休暇を与える。

2 前項の規定にかかわらず、短時間勤務職員のうち、1日の勤務時間が7時間45分未満の者については、休暇の単位は、年次有給休暇、特別休暇のうち子の看護休暇及び短期の介護休暇並びに介護休暇については1日、1時間又は45分（1日の勤務時間が4時間45分未満の者については、1日又は1時間）、特別休暇のうち子の看護休暇及び短期の介護休暇を除いたものについては1日、介護時間については15分を単位として与える。

3、4 [略]

（特別休暇）

第10条 条例第12条の人事委員会規則で定める特別休暇は、生理休暇、産前休暇、産後休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、結婚休暇、忌服休暇、年次祭り休暇、夏季休暇、社会貢献活動休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇とする。

2 [略]

（神戸市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第2条 神戸市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年10月人委規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及

び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(休暇の単位)</p> <p>第9条 休暇の単位は、1日を単位として与える。ただし、次に掲げる休暇については、それぞれ当該各号に定める日、時間又は分を単位として与えることができる。</p> <p>(1) 勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分の会計年度任用職員の年次有給休暇、特別休暇のうち<u>出生サポート休暇</u>、<u>子の看護休暇</u>及び短期の介護休暇並びに介護休暇 1日、半日、1時間又は45分</p> <p>(2) 勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分以外の会計年度任用職員の年次有給休暇、特別休暇のうち<u>出生サポート休暇</u>、<u>子の看護休暇</u>及び短期の介護休暇並びに介護休暇 1日、1時間又は45分</p> <p>(3) 勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分の会計年度任用職員の特別休暇のうち<u>出産補助休暇</u>、<u>育</u></p> | <p>(休暇の単位)</p> <p>第9条 休暇の単位は、1日を単位として与える。ただし、次に掲げる休暇については、それぞれ当該各号に定める日、時間又は分を単位として与えることができる。</p> <p>(1) 勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分の会計年度任用職員の年次有給休暇、特別休暇のうち子の看護休暇及び短期の介護休暇並びに介護休暇 1日、半日、1時間又は45分</p> <p>(2) 勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分以外の会計年度任用職員の年次有給休暇、特別休暇のうち子の看護休暇及び短期の介護休暇並びに介護休暇 1日、1時間又は45分</p> <p>(3) 勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分の会計年度任用職員の夏季休暇 1日又は半日</p> |

児参加休暇及び夏季休暇 1日又は半日

(4)、(5) [略]

2 [略]

(特別休暇)

第12条 特別休暇は、生理休暇、出生サポート休暇、産前休暇、産後休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、結婚休暇、忌服休暇、夏季休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇とする。

2 [略]

(出生サポート休暇)

第13条の2 施行規則第11条の2の規定は、会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は継続勤務期間が6月以上あるものに限る。第16条の2、第16条の3、第20条及び第21条において同じ。)の出生サポート休暇について準用する。

(出産補助休暇)

第16条の2 施行規則第15条の規定は、会計年度任用職員の出産補助休暇について準用する。

(4)、(5) [略]

2 [略]

(特別休暇)

第12条 特別休暇は、生理休暇、産前休暇、産後休暇、妊娠障害休暇、結婚休暇、忌服休暇、夏季休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇とする。

2 [略]

(育児参加休暇)

第16条の3 育児参加休暇は男性の会計年度任用職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する男性の会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときは、願い出により与え、その日数は週休日及び会計年度任用職員の休日を除き、週の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については、1週間の勤務日の日数、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については、1年間の勤務日の日数に応じて、別表第3のとおりとする。

(結婚休暇)

第17条 結婚休暇は会計年度任用職員が結婚するときに、願い出た場合与え、その日数は週休日及び会計年度任用職員の休日を除き、週の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については、1週間

(結婚休暇)

第17条 結婚休暇は会計年度任用職員が結婚するときに、願い出た場合与え、その日数は週休日及び会計年度任用職員の休日を除き、週の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については、1週間

の勤務日の日数、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については、1年間の勤務日の日数に応じて、別表第4のとおりとする。

(夏季休暇)

第19条 夏季休暇は、6月1日から8月1日までの間に在職する会計年度任用職員のうち、次の各号に掲げるものが願い出た場合に夏季（6月1日から9月30日までの期間をいう。）において与え、その日数は、週の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については1週間の勤務日の日数に、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については1年間の勤務日の日数に、第1号に掲げる会計年度任用職員については採用された日（休職中の者にあつては、復職した日）に、第2号に掲げる会計年度任用職員については継続勤務期間が6月以上となる日（当該日に休職中の者にあつては、復職した日）に応じて、別表第5のとおりとする。

(1)、(2) [略]

2 [略]

(子の看護休暇)

第20条 施行規則第22条の規定は、会

の勤務日の日数、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については、1年間の勤務日の日数に応じて、別表第3のとおりとする。

(夏季休暇)

第19条 夏季休暇は、6月1日から8月1日までの間に在職する会計年度任用職員のうち、次の各号に掲げるものが願い出た場合に夏季（6月1日から9月30日までの期間をいう。）において与え、その日数は、週の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については1週間の勤務日の日数に、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については1年間の勤務日の日数に、第1号に掲げる会計年度任用職員については採用された日（休職中の者にあつては、復職した日）に、第2号に掲げる会計年度任用職員については継続勤務期間が6月以上となる日（当該日に休職中の者にあつては、復職した日）に応じて、別表第4のとおりとする。

(1)、(2) [略]

2 [略]

(子の看護休暇)

第20条 施行規則第22条の規定は、会

計年度任用職員の子の看護休暇について準用する。

(短期の介護休暇)

第21条 施行規則第22条の2の規定は、会計年度任用職員の短期の介護休暇について準用する。

(介護休暇)

第22条 条例第13条及び施行規則第23条の規定は、会計年度任用職員(条例第13条第1項に規定する申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、かつ、当該申出において、施行規則第23条第3項の規定により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、

計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、継続勤務期間が6月以上あるものに限る。)の子の看護休暇について準用する。

(短期の介護休暇)

第21条 施行規則第22条の2の規定は、会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、継続勤務期間が6月以上あるものに限る。)の短期の介護休暇について準用する。

(介護休暇)

第22条 条例第13条及び施行規則第23条の規定は、会計年度任用職員(条例第13条第1項に規定する申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、継続勤務期間が1年以上であり、かつ、当該申出において、施行規則第23条第3項の規定により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する

その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないものに限る。）の介護休暇について準用する。この場合において、条例第13条第1項及び施行規則第23条第9項中「6月」とあるのは「93日」と読み替えるものとする。

（介護時間）

第23条 条例第13条の2及び施行規則第23条の2の規定は、会計年度任用職員（初めて条例第13条の2の休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間以上である勤務日があるものに限る。）の介護時間について準用する。この場合において、条例第13条の2第2項及び施行規則第23条の2中「2時間」とあるのは「2時間（当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）」と読み替

日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないものに限る。）の介護休暇について準用する。この場合において、条例第13条第1項及び施行規則第23条第9項中「6月」とあるのは「93日」と読み替えるものとする。

（介護時間）

第23条 条例第13条の2及び施行規則第23条の2の規定は、会計年度任用職員（初めて条例第13条の2の休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間以上である勤務日があるものであって、継続勤務期間が1年以上であるものに限る。）の介護時間について準用する。この場合において、条例第13条の2第2項及び施行規則第23条の2中「2時間」とあるのは「2時間（当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2

えるものとする。

時間を下回る場合は、当該減じた時間」と読み替えるものとする。

別表第3（第16条の3関係）

| | | | |
|------------|--------|--------------|--------------|
| 1週間の勤務日の日数 | 5日以上 | 4日 | 3日 |
| 1年間の勤務日の日数 | 217日以上 | 169日から216日まで | 121日から168日まで |
| 付与日数 | 5日 | 4日 | 3日 |

別表第4（第17条関係） [略]

別表第3（第17条関係） [略]

別表第5（第19条関係） [略]

別表第4（第19条関係） [略]

（神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則の一部改正）

第3条 神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則（昭和32年12月人委規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（給与の減額）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 条例第12条第4項の「勤務時間条例第16条に基づく人事委員会規則で定める休日である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合」と</p> | <p>（給与の減額）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 条例第12条第4項の「勤務時間条例第16条に基づく人事委員会規則で定める休日である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合」と</p> |

は、会計年度任用職員勤務時間規則第7条に規定する会計年度任用職員の休日（以下「会計年度任用職員の休日」という。）である場合、同規則第10条に規定する年次有給休暇、同規則第11条に規定する病気休暇（ただし、職務の特殊性等により任命権者が定めるものに限る。）同規則第13条の2から第15条及び第16条の2から第19条までに規定する休暇である場合並びに特例条例第2条第1項第1号から第3号まで（同条例第2条第1項第3号の規定に基づく場合にあつては、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年10月条例第25号）第2条第1号に規定する場合に限る。）並びに特例規則第2条第1号から第7号まで、第13号から第17号まで、第19号から第22号まで及び第24号の規定に基づきその義務を免除された場合（そのつど必要と認める時間又は日（ただし、特例規則第2条第3号にあつては、1週間をこえない範囲内でそのつど必要と認める日）に限る。）をいう。

は、会計年度任用職員勤務時間規則第7条に規定する会計年度任用職員の休日（以下「会計年度任用職員の休日」という。）である場合、同規則第10条に規定する年次有給休暇、同規則第11条に規定する病気休暇（ただし、職務の特殊性等により任命権者が定めるものに限る。）及び同規則第17条から第19条までに規定する休暇である場合並びに特例条例第2条第1項第1号から第3号まで（同条例第2条第1項第3号の規定に基づく場合にあつては、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年10月条例第25号）第2条第1号に規定する場合に限る。）並びに特例規則第2条第1号から第7号まで、第13号から第17号まで、第19号から第22号まで及び第24号の規定に基づきその義務を免除された場合（そのつど必要と認める時間又は日（ただし、特例規則第2条第3号にあつては、1週間をこえない範囲内でそのつど必要と認める日）に限る。）をいう。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

採用試験（選考）案内

令和4年度 神戸市職員（大学卒特別枠）採用試験
神戸市職員（大学卒通年募集枠）採用試験
神戸市職員（社会人（春））採用試験（選考）

受付期間 神戸市職員（大学卒特別枠）採用試験
神戸市職員（社会人（春））採用試験（選考）
令和4年3月1日（火）～令和4年3月23日（水）正午

神戸市職員（大学卒通年募集枠）採用試験
令和4年3月1日（火）～令和5年2月28日（火）

問い合わせ先 神戸市総合コールセンター 電話：(078) 333-3330
FAX：(078) 333-3314

| |
|---------|
| 監 査 委 員 |
|---------|

監査公表第7号

令和4年2月14日

| | |
|---------|---------|
| 神戸市監査委員 | 細 川 明 子 |
| 同 | 藤 原 武 光 |
| 同 | 山 本 嘉 彦 |
| 同 | 山 口 由 美 |

監 査 公 表

令和3年12月20日付神行第651号にて提出された監査要求について、地方自治法第199条第6項の規定に基づき監査を行った結果を同条第9項の規定に基づき別紙のとおり公表します。